

定 款

株式会社ベリサーブ

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

- 第 1 条 当社は、株式会社ベリサーブとする。
- 2 当社の英文社名は VeriServe Corporation と称する。

(目 的)

- 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
- (1) ハードウェア・ソフトウェアのテスト設計・実行およびコンサルティング
 - (2) 上記(1)における検証情報の提供
 - (3) ハードウェア、ソフトウェアの検証スペース、テストスペース、テストセンターの賃貸および管理
 - (4) 情報・通信関連分野におけるシステムエンジニアリング、コンピューターサイエンス(計算科学)等を含む高度技術教育事業および経営管理者等の教育事業
 - (5) 電子計算機要員の教育および訓練
 - (6) 電子計算機用品の販売
 - (7) 通信機器の賃貸借・売買および輸出入
 - (8) ハードウェア・ソフトウェアの賃貸借・売買および輸出入
 - (9) ファシリティ・マネジメント(電子計算機室運営管理業務委託)
 - (10) 情報ネットワークシステムの構築およびコンサルティング
 - (11) コンピューターのシステム設計およびプログラム受託
 - (12) インターネットに関するソフトウェアの開発並びに運用・保守
 - (13) 電子計算機及び機器類の開発並びにソフトウェア開発
 - (14) 不動産の売買、斡旋、賃貸および管理
 - (15) 労働者派遣事業
 - (16) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

- 第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

- 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
- (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

(公告方法)

- 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

- 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,280万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項に規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すべき旨を当社に請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有していないときは、この限りではない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長が欠員または事故あるときは、取締役会において予め定めた順位により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社に取締役（監査等委員である取締役を除く）15名以内を置く。

- 2 当社に監査等委員である取締役7名以内を置く。

(取締役の選任)

第20条 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役、役付取締役および執行役員)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役社長1名のほか、取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名定めることができる。
- 3 取締役会は、その決議によって、執行役員を置くことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。ただし、取締役社長が欠員または事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の決議)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合には、その定めによる。

- 2 当社は、取締役の全員（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）が取締役会決議事項について書面又電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令および本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その取締役と会社法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発する。ただし緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合には、その定めによる。監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会の運営について法令または本定款に別段の定めなき事項は、監査等委員会の決議によって定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当)

第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

<改定履歴>

平成13年7月 5日	作成
平成13年7月16日	公証人認証
平成13年7月24日	会社設立
平成14年6月28日	定時株主総会で変更
平成15年6月27日	定時株主総会で変更
平成15年8月22日	臨時株主総会で変更
平成15年8月26日	臨時取締役会で変更
平成15年12月9日	臨時取締役会で変更
平成16年6月17日	定時株主総会で変更
平成18年6月23日	定時株主総会で変更
平成19年6月22日	定時株主総会で変更
平成20年6月24日	定時株主総会で変更
平成21年6月24日	定時株主総会で変更
平成22年6月24日	定時株主総会で変更
平成25年6月21日	定時株主総会で変更
平成25年10月 1日	附則を削除
平成26年9月10日	取締役会決議で変更
平成27年6月24日	定時株主総会で変更
平成28年6月22日	定時株主総会で変更